

第25回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年7月27日(月) 午後3時35分～午後4時35分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	5 番 寺田俊秀
6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎	9 番 石橋浩昭
10 番 山崎伸吾	11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也	14 番 浅田修弘
15 番 内田一郎	16 番 伊崎美代子	17 番 水田 勇	18 番 金子初夫

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

21 番 中野裕二	23 番 松尾和昭	24 番 山口俊一	25 番 田中芳邦
26 番 吉岡長久	27 番 林田浩也	28 番 本多正敬	29 番 岡田裕弥
30 番 原田久也	32 番 三宅東英	33 番 飛永敏博	34 番 本多 力
35 番 中山秀樹	37 番 田中昭博	39 番 山本敏晴	40 番 宮崎 努
41 番 本田勝彦	42 番 柴内成世	43 番 金井圭司	44 番 本多利任
45 番 兼俵朝樹	46 番 本多信之介	47 番 木下勝徳	48 番 太田保則

4 欠席委員
(農業委員)

4 番 楠田耕三 13 番 濱本康弘

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	20 番 入江泰子	22 番 田中智也	31 番 本多晋介
36 番 田中八郎	38 番 荒木健一		

5 議事録署名委員 14 番 浅田修弘 15 番 内田一郎

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 田中隆之 太田幸司 菅 三郎

[日 程]

議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第107号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第108号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第109号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

議案第110号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第25回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、4番楠田委員、13番濱本委員、19番増田委員、20番入江委員、22番田中委員、31番本多委員、36番田中委員、38番荒木委員の、農業委員2名、推進委員6名から欠席の届出がっております。出席農業委員数は17名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第25回の南島原市農業委員会総会をご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今年も、梅雨明け以降、各地で平年を上回る厳しい暑さが続き、急な雷雨や局地的な大雨など、不安定な天候も増えております。気温の上昇や降雨パターンの変化など、気候変動の影響は作物の生育や水管理、病害虫の発生などの農業のあらゆる場面に直接及んでおります。

さらには、連日熱中症警戒アラートが発生しており、日々現場で活動されている委員の皆様には、体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

こうした環境の変化の中で、地域の貴重な農地を守り、次の世代へつないでいくということは、私たち農業委員会の大きな責務であると考えております。農作業体験交流事業や地域なんでも相談会、非農地判断の徹底にいたしましても同様の趣旨での開催でありますので、農業委員会が一体となって取り組んでまいりましょう。

ただいま事務局長から、農業委員数19名中、出席農業委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に14番浅田委員、15番内田委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

2ページをお願いします。

今月の案件ですが、売買5件、1万2,337平米、使用貸借権の設定1件、1,449平米です。

（議案第106号 番号1～6を朗読）

なお、番号5の受け手の〇〇さん、それと番号6の〇〇さんは新規就農者ですので、3ページと4ページに営農計画書を添付しております。

以上、農地法第3条の許可基準の第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいと

いうことになっております。1 番、2 番、3 番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

（「問題なしです」との声）

議長 次に、4 番の案件は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

（「問題ありません」との声）

議長 次に、5 番の案件は北有馬、南有馬の案件ですが、北有馬、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

（「問題ありません」との声）

議長 最後に、6 番の案件は南有馬の案件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

（「異議ありません。なしです」との声）

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第107号 農地法第4条の規定による許可申請について** を議題といたします。番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第107号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

5 ページをお願いします。

申請者、島原市、〇〇さん、所在、深江町〇〇ー〇、地目、畑、現況、宅地、地積、703 平米。転用の目的、農業用倉庫用地。

当初、電気工事業を経営されておりましたが、普賢岳災害に伴う土石流により自宅及び土地をなくしたため、申請地に拠点を移し、平成8年に倉庫を建て、事業を継続。令和元年頃、ブドウ栽培を始めたこともあり、令和4年、電気工事業を廃業。現在は農業用倉庫として利用している。今回、農地を取得しようとしたところ、転用許可を受けていないことが判明しました。

農振内農用地。令和8年2月13日付、用途変更手続完了、令和8年6月16日付、簡易手続相当です。

本案件は、転用者が農地を取得しようとしたところ、当該農地の農用施設が農地法の転用許可を得ないまま建設されたことが判明したことです。

先ほども説明しましたが、申請者は島原市で電気工事業を営んでいたが、普賢岳災害に伴う土石流により自宅及び土地をなくしたため、申請地に拠点を移し、平成8年に倉庫を建て、事業を継続。令和元年頃、ブドウ栽培を始めたこともあり、令和4年、電気工事業を廃業。現在は農業用倉庫として利用している。その後、農業用資材置場及びトラクター置場としてビニールハウス及びトラクター小屋を建築。倉庫を建設当時、農地法の転用許可を得ないまま設置された違反転用案件になります。よって、違反転用案件として、去る令和8年6月12日付で県へ違反転用連絡票を提出し、6月16日付で追認許可相当の判断をいただきました。

本案件の農地区分は農業振興地域の農用地に該当します。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続は、既に完了しております。農業用施設用地は703 平米です。

周囲とはコンクリート擁壁及び石積みで区画されており、これまでも土砂の流失の崩壊その他の災害を生じたことはなく、今後も被害を生じることはないと思われます。雨水は基本的に自然流下ですが、施設内に設置されている溜桝に集水し、隣接する市道側溝へ放流されます。汚水に

ついてはくみ取りで、雑排水は施設内に設置されている溜桝に集水し、隣接する市道側溝へ放流されます。市の管理課と協議済みです。日照、通風についてもこれまで周辺農地に支障を及ぼしたことはなく、これまでも特に問題はなく、今後もないと思われます。資金については、追認許可申請であり、追加工事もないので、資金の必要はありません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

令和8年7月23日午後3時20分ぐらいから、同行者が〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、6名で見てまいりました。場所は、国道〇〇号線、〇〇川手前300mを、〇〇保育園のところを山側へ100m登って〇〇方面へ50m行った道路沿いです。

事務局から言われましたように、その方は噴火災害で土地・家屋を失われて途方に暮れられているところで、深江のほうに土地があるということでそこに移動されたわけですが、その当時は災害復興の真っ只中で、各種手続きが必要であることを知らずというか、そのままの状態で見えてきたような状況でした。ですので、もう30年以上になりますので、いろんな問題で、事務局言われましたけれども、雨水とかそういうこと、土砂流出とかそういう問題も全くなく、日照関係も、周りが自宅というか自分の土地であって、悪い影響を与えるということはないということでしたので、特に問題はないと見てまいりました。皆様の審議のほど、よろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員のおっしゃったとおり、何ら問題ないことを見てまいりました。ご審議よろしく願います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 すみません、〇〇番〇〇です。

さっき〇〇委員さんが言われました、各種手続きが必要であることを知らずという事ですが、農地転用の手続きは必要ですね。

議長 事務局。

事務局（〇〇） はい。雲仙普賢岳災害のなかで、災害復興中であり各種手続きが必要であることを知らずに建築されたという事ですが、当時の手続き関係がどうなったかも不明でありますし、今回は正当に違反転用として取扱いをさせていただきました。

以上でございます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、議案第108号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 番号1、南有馬町の〇〇さんから南有馬町の〇〇さんへ、南有馬町〇〇ー〇、地目、

畑、現況、畑、47平米。転用の目的、住宅用地。〇〇ー〇に建っている居宅が古くなったため取壊しをし、今回、申請地を併用して住宅を建築したい。権利の内容、使用貸借、時期、許可日、期間、永久。農振内農用地外。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小規模の生産性の低い農地、第2種農地と思われます。

もともと〇〇番〇に建っている居宅が古くなったため取壊しをし、今回、申請地を併用し建て替えを行います。転用面積は47平米で、一体利用地284.4平米を合わせて331.40平米です。現状のまま整地し利用するため、土砂の流出等の被害は発生しないと思われます。雨水は道路側溝へ放流します。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ放流されます。市管理課と協議済みです。日照、通風についても、建物を平家建てにし、周辺農地に支障はないと思われます。資金については、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

7月23日午前10時頃から、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、合計6人で見てきました。場所は、国道〇〇号線にある〇〇病院から山手に1.5kmぐらい登って〇〇道路と交差するところにあります。その交差してから左上のほうになります。雨水も水路、道路に放流、汚水は合併浄化槽から道路に放流で、市と協議済みだそうで、日当たりも上の畑のほうにも影響はないと見てまいりました。皆さんの審議のほうをよろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員の説明どおり、何も問題ないかなと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ほかの委員さんからご意見等はございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 7ページをお願いします。

番号2、西有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇ー〇、地目、畑、現況、畑、地積、253平米。転用の目的、駐車場用地。店舗を改装し、新規に飲食店(〇〇形式)を9月中旬に開店予定。店舗前駐車場4台では不足なため、申請地を買い受けてお客様が安心して駐車できるような場所を確保したい。権利の内容、売買、時期、許可日、期間、永年。農振内農用地外です。

本案件の農地区分は、市街化の指向が著しい区域に接する区域にある農地区分で、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。

転用面積である駐車場の面積は253平米です。お客様用車両8台分の駐車スペースを確保します。現状のまま碎石舗装を行い造成し、土留め工事を行い、現在のコンクリート擁壁で囲み、土砂の流出を防ぎます。雨水は新設したU字側溝を経由して道路側溝へ放流します。島原振興局

管理課と事前協議済みで、許可あり次第許可申請をするよう指導をしております。汚水・雑排水は発生いたしません。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

令和8年7月23日午後1時半頃から、〇〇委員、〇〇最適化委員、事務局3名、全員で6名で見てまいりました。場所は〇〇高校の斜め下で、そうめんの〇〇ですかね、が隣にありまして、そこになります。

先ほど事務局からも説明あったとおり、側溝を西側と東側に沿って、雨水のほうは道路側溝のほうへ流すということで、現在も、荒れているというか、何もない状態ですけれども、雨でそんなにえぐれている状態ではないので、砂利を置かれてちょっと盛土もされるということだったので、土砂の流出はないと見てまいりました。皆さんの審議をよろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員がおっしゃられたように、問題ないかと見てまいりました。審議のほどよろしく願います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3並びに番号4は関連する案件ですので、続けて事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 8ページをお願いします。

8ページ、9ページを続けてご案内させていただきます。

番号3、有家町の〇〇さんより有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇-〇、地目、宅地、現況、畑、434.55平米、〇〇-〇、地目、畑、現況、畑、113平米、合計547.55平米。転用の目的、住宅兼事務所及び駐車場用地。申請地を父より贈与を受け住宅兼事務所及び駐車場用地に転用する。権利の内容、贈与、時期、許可日、期間、永年。農振内農用地外。〇〇-〇(畑)451平米を別件にて転用許可を受け申請地と一体利用する。

本案件の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小規模の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地と思われます。

住宅兼事務所及び駐車場用地547.55平米と隣接の一体利用地451平米を合わせて998.55平米です。住宅兼事務所は平家建て、建築面積178.85平米です。敷地内に、事業用普通車2台、大型トラック1台、お客様用普通車3台分の駐車スペースと大型トラック転回スペースを確保します。申請地は、盛土(最高0.82m、最低0.28m)、切土(最高0.78m、最低0.47m)をし、土留め工事及び住宅造成を行い、アスファルト舗装を行うため土砂の流出の心配はありません。雨水は、敷地内に新設の側溝により、溜桝を經由し、道路を横断し、水路に放流予定です。汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、新設の側溝により溜桝を經由して道路を横断し、水路に放流予定です。許可あり次第工事許可申請をするよう指導しております。申請地の北側は市道、東側は父・〇〇所有の農地、西側は〇〇所有の農地ですが、申請地と一体利用して転用許可をしてありますので、近傍農地への日照、通風、耕作に著しい影響はない

と思われます。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

番号4、有家町の株式会社〇〇より有家町、〇〇さんへ、有家町〇〇一〇、地目、畑、現況、畑、地積、451平米。転用の目的、住宅兼事務所及び駐車場用地。申請地を賃貸借により住宅兼事務所及び駐車場用地に転用する。権利の内容、賃借権、時期、許可日、期間、20年。農振内農用地外。〇〇一〇、宅地、434.55平米、〇〇一〇、畑、113平米を別件にて転用許可を受け申請地と一体利用する。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小規模の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地と思われます。

申請の中身の内容ですが、先ほどの申請と同じになりますが、住宅兼事務所及び駐車場用地451平米と隣接の一体利用地547.55平米を合わせて998.55平米です。住宅兼事務所、平家建て、建築面積178.85平米です。敷地内に、事業用普通車2台、大型トラック1台、お客様用普通車3台の駐車スペースと大型トラック転回スペースを確保します。申請地は、盛土（最高0.82m、最低0.28m）、切土（最高0.78m、最低0.47m）をし、土留め工事及び住宅造成を行い、アスファルト舗装を行うため土砂の流出はありません。雨水は、敷地内に新設の側溝により溜桝を経由し、道路を横断し、水路に放流予定です。汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、新設の側溝により溜桝を経由して道路を横断し、水路に放流予定です。こちらも許可あり次第工事許可申請をするよう指導済みです。申請地の北側は市道、西側、南側は道路に面しており、東側は父・〇〇所有地ですが、申請地と一体利用として転用許可を申請してありますので、近傍農地への日照、通風、耕作に著しい影響はないと思われます。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

同じく7月23日午後2時10分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、全員で6名で見えてまいりました。

場所は、県道をずっと〇〇の交差点から戻ってもらって、特別養護老人ホームの〇〇のほうから〇〇公園のほうに抜ける道があるんですけども、そちらを50m、100mぐらい行ったらの南側になります。

ほぼ事務局に説明していただいたんですけども、周りの土地もお父さんの畑だったり下のほうも牛舎だったりで、周りに影響が、日当たりだったり水だったりで影響は出ないと見てまいりました。皆さんのご審議、よろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今説明のあったとおりなんですけれども、ちょっと補足、私が補足するのもあれでしょうけれども、ちょっと説明がされていなかった分がありますので、2点ほどちょっと申し上げます。

まず、3番の案件につきましては、一部、地目、宅地になっておりますけれども、現状を見て分かれるように牧草地になっております。登記地目は宅地ですけれども、農家台帳に記載あるということで、一緒に申請してあるということです。

3番だけでいいんですか、取りあえず。4番も一緒にですか。

議 長 はい。

〇〇番〇〇委員 4番の分につきましては、譲渡しが法人のほうで、その代表者である〇〇さん個人に賃借権の設定ということで、利益相反のほうになりますけれども、確認しましたところ、株主総会の議事録が添付されてあるということですので、補足してご説明いたします。

以上です。

議 長 では、まず番号3について、ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について、ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 10ページをお願いします。

番号5、深江町の〇〇さんから口之津町、〇〇さんへ、深江町〇〇-〇、地目、畑、現況、宅地、地積、56平米。転用の目的、住宅用地。平成14年に住宅と車庫を建築。令和8年4月に建物が畑に越境していることが分かり、当該の農地が農地法の転用許可を受けていないことが判明しました。今後も住宅用地として利用したいので追認許可を得たい。権利の内容、贈与、時期、許可あり次第、期間、永年。農振内農用地外。同時に利用する土地、〇〇-〇(宅地)414.58平米を含めて合計470.58平米となります。

本案件は、転用者が宅地と畑の境界について調べたところ、建物が畑に越境していることが分かり、建物の一部が農地法の転用許可を得ないまま建築されていることが判明しました。建物の一部が農地法の転用許可を得ないままに建設された違反転用案件になります。よって、違反転用案件として、去る令和8年7月2日付で県へ違反転用連絡票を提出し、7月6日付で追認許可相当の判定がありました。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して建設されているものに該当すると思われます。

住宅用地56平米、同時に利用する土地〇〇番〇(宅地)414.58平米を含めて合計470.58平米です。これまでも土砂の流出の崩壊その他の災害を生じたことはなく、今後も被害を生じることはないと思われます。雨水、汚水・雑排水についても、利用状況に変更がないため今後も被害を生じることはないと思われます。日照、通風についても、これまで周辺農地に今までも被害があったことがないので、今後も被害が生じることはないと思われます。資金については、追認許可申請であり、追加工事もないので、資金の必要はありません。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

調査日、8年7月23日午後3時ぐらいに、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、計6名で見えてまいりました。

場所は、広域農道で〇〇から〇〇に入って1キロぐらい走ったところを県道雲仙深江線へ出て、それから山手側へ300mぐらい上ったところに〇〇電器というところがあるんですが、その裏手側の家となっております。

先ほど事務局も言われましたけれども、土地の裏手側に畑があるんですが、それに越境しているという部分が今回追認申請をされたところですが、建てるときに図面を普通見れば畑に入っていないのかなということが分からない、本人さんですね、工事をされる業者さんも分からないのかなと私は思ったんですけれども、建ててもらった本人の方は多分分からないまま現在までおられていると思うんですよね。きっかけで分かったというような状況ですので、追認申請をされたと思います。長年住んでいらっしゃるんで、特に周りへの影響は、裏も自分の畑ですし、隣に田んぼがあるんですけれども、東側なので別に日照不足の心配もなく、また、雨水・汚水等も特に問題なく現在まで来ておられますので、特に問題はないと見てまいりました。許可申請相当ということだと思いますので、皆様の審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員の説明どおり、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議よろしく願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今のあれですけれども、平成14年に住宅を建てたと。それから、〇〇の方がですよ、住所が今までも〇〇になって、14年からずっと住んでいらっしゃるんだと思うんですけれども、なぜ〇〇の名義をそのまま、居住が〇〇の方の住所になっているのかというのは、そこあたりはどういうふうに確認されたんでしょうか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 今のご質問に回答いたします。所有者の方が〇〇の住所ということなんですけれども、実際この建物自体が今貸家にされていて別の方が住むのは住んでいらっしゃいます。〇〇に住所のある〇〇さんは一応〇〇に住まわっていて、貸家で〇〇の方が住んでいらっしゃいます。

以上でございます。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

この違反転用が判明したわけなんですけれども、なぜ今になって違反転用が分かったのか、経緯を教えてくださいたいと思います。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 詳細な内容ですけれども、こちらの土地に建物を建築されるときに、申請者、〇〇さんの奥様の父親が中心になって建てられたということでした。その当時、お父さんに任せていただけたけれども、建てる時に建物自体は申請地に建っていたんですけれども、合併浄化槽等の配管等がその土地よりちょっとはみ出していたと。先ほど〇〇委員のほうからご説明のあったとおり、今、貸してほかの方が住んでいらっしゃると。たまたまそういう話になったのか、もともと

の畑を分筆して建てられて、石積みなんかの境界はその当時もちろんありませんで、実際見たところ配管等がちょっと申請地よりはみ出ていたというところが分かりまして今回申請をされて、その配管等もちょっと取り外すことができないので、今建っている分の申請地を転用許可をされたという経緯になっております。

議 長 よろしいでしょうか。

事務局（〇〇） きっかけは、今、建物を貸していращやる方と家主とお話をされていて、実際にその境界であるのかと、その配管と車庫の一部分が越境しているんですね、そこを再確認されたというところで判明いたしました。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

議 長 ほかの委員さんからご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第１０９号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について**を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第１０９号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について説明をさせていただきます。

１１ページから１３ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規は、賃貸借権１件、２，２７５平米、使用貸借権１６件、３万８，３１７平米、再設定は、賃貸借権１件、２６５平米、使用貸借権１件、１，１１９平米です。

このほか、番号２０は、農地中間管理機構保有分に係る受け手への利用権設定で、新規１件、１，９３４平米で、合計２０件、４万３，９１０平米です。

なお、個別の案件については朗読を割愛させていただきますが、番号２の受け手、〇〇さんについては新規就農者でありますので、１４ページに営農計画書を添付いたしております。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われれます。

以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、１２ページ、番号１６は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 次に、番号１６について審議いたします。農業委員会に関する法律第３１条の規定により、除外の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議 長 番号１６について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、要請を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、要請を行うことといたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議 長 どうぞお席へ。

ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ……。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今回の農地中間管理事業につきましては、営農計画が上がっております〇〇さんについては、通常だったら、営農計画ということは、新規でしょうかね。ということは3条で通常申請されまされども、農地中間管理機構との関わりがちょっと不明確ですので、その辺をご説明をお願いいたします。

議 長 事務局。

事務局(〇〇) 新規就農ということについて、農地法の3条で貸し借りをしなければならないということには限っておりませんで、基本的には、今、農地中間管理事業での貸し借りを推進しておりますところで、本人さんたちがそちらでの貸し借りを希望されたのでということで受付をした次第でございます。

議 長 よろしいでしょうか。〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

ということは、農地中間管理機構のあっせんとか紹介とかいうことであれば、3条じゃなくてこの案件みたいな形で進めていいわけでしょうか。

議 長 事務局。

事務局(〇〇) 一応、貸し借りについては、今、方法として3条による貸し借りと農地中間管理事業による貸し借りがありますので、新規就農だからどちらはできないということではないというふうに考えております。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、ありがとうございます。

議 長 ほかがご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

この営農計画書で、先ほども営農計画書、3条のほうで新規就農者というのがあったわけですよ。今、疑問に思ったのは、作付面積的な部分ですよ、今この状態で、もうちょっと早くから意見を言ったたらよかったかなと思うんですけども、この作付状態で生活というのはどういうふうな生活をなさるつもりで営農計画書を出されているんでしょうか。1反5,000ぐらいのタマネギば作ったぐらいで果たして生活が成り立つのかどうかですよ。そういったちょっと、私も営農をしていますから言いますが、よっぽど高くなければ生活ができないんじゃないかな、何かほかに別な商売をしながらされるつもりでいらっしゃるのかと。

なぜそういうふうに言うかという、やっぱり農業をちゃんとしてほしいわけですよ。新規就農者であれば補助金も出て3年間もらえるというようなことを多分しとらと思います。その後

に、今まで5年間やっていたのがなぜ3年間になったかとかいう理由があつたりというのも、営農はその5年間の後は誰もせんわけなんです。だって本当何%しか残っておられんという。そういう状況で3年になったと。3年になってね、こうやってまた、そういえばまた新規就農者いじめばするとじゃなかとやろかと何か変な怖さを持ったものだからですね。要らん世話と言われれば要らん世話ですけども。生活がなっていく、これで農業者というてから生活を、三ちゃんじゃないけどアルバイトしながら片手間仕事でなさるかもしれんですけども、どうもやっぱり疑問に思ってますね。

以上です。

議長 答えします。事務局。

事務局（〇〇） 今の〇〇委員のご質問ですけども、3条の部分とかちょっと入り交じっていますので、回答については一旦ここ、終わった後によろしいですか。

〇〇番〇〇委員 よろしいです。

議長 ほかご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

議案第110号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 15ページをお願いします。

番号1、島原市の〇〇さんから有家町、合資会社〇〇さんへ、有家町〇〇、地目、畑、269平米。代表者の体調不良による事業・事務縮小のため。許可日、令和6年3月15日、許可指令番号、長崎県指令5農山村第1677号。転用目的、資材置場、権利の種類、売買。

本案件は、令和6年3月15日付で長崎県指令5農山村第1677号で農地法第5条の転用許可があった案件で、売買を行い、資材置場へ転用される予定でしたが、合資会社〇〇代表者の事故による体調不良による業務縮小のため、今回、農地法第5条の許可処分の取消願を提出されております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可処分取消しは適当と認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、議案第110号の許可処分の取消しは適当として県へ進達いたします。

16ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして議事を終了いたします。